

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第36条第1項の規定に基づく遠野市の区域に係る新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進と相まって、新型コロナウイルス感染症等の影響による低迷の状態から脱却させ、持続的発展の基盤強化を図る目的で、中小企業者が新しい生活様式を踏まえつつ主体的かつ計画的に行う商工業再生・持続化事業に対し、予算の範囲内でその費用の一部を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 設備投資 中小企業者が取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）をする地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産（自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車税の課税客体である軽自動車のうち、地方税法附則第12条の2の4各項に掲げる環境対応車を含む。）で、中小企業者が行う商品の生産若しくは販売又は役務の提供その他の事業の用に供されるものの取得をいう。
- (4) 商工業再生・持続化事業 中小企業者が地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域における事業活動を促進するための設備投資をいう。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象者は、市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有する中小企業者で、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第32条第1項の規定に基づく認定を受けた認定経営革新等支援機関から事業の実施に関し必要な指導及び助言を受けている者とする。

2 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者から除く。

- (1) 市税の申告をしていない者
- (2) 市税を滞納がある者
- (3) 公序良俗に反する者
- (4) 新型コロナウイルス感染症等に起因して労働者を解雇した者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定す

る規制の対象となる者（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による知事の要請に応じた者を除く。）

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらのものと密接な関係を有する者

(7) 補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をした者

（補助金の補助対象経費等）

第4条 補助事業の区分、補助金の対象経費及び補助額は、別表1のとおりとする。

（補助事業の承認）

第5条 補助事業の承認を受けようとする者は、遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市税納税状況等確認承諾書（様式第2号）

(2) 認定支援機関の支援を受けていることを証する次のいずれかの書類

ア 遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付申請に関する確認書（様式第3号）

イ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書

(3) 取得しようとする設備の見積書その他の当該設備の取得に要する費用が確認できる書類

(4) 取得しようとする設備の仕様書、カタログその他の当該設備の概要が確認できる書類

(5) 定款（個人にあつては不要）

(6) 登記事項証明書又は登記簿等抄本（個人にあつては不要）

(7) 決算書の写し（個人にあつては確定申告書の写し）

(8) 補助事業区分に応じ、当該補助事業区分の適用を証する次のいずれかの書類

ア E型（環境負荷低減）の補助事業区分を適用し、環境対応車を取得する場合 当該取得する環境対応車の自動車検査証の写し

イ S型（域内循環）の補助事業区分を適用し、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条第4項の規定に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた事業者（以下「認定先端設備等導入事業者」という。）が当該先端設備等導入計画に記載された設備を含む償却資産を取得する場合 先端設備等導入計画に係る認定を証する書類の写し及び常用雇用者数を証する書類

ウ G型（事業承継等）の補助事業区分を適用し、認定先端設備等導入事業者が当該先端設備等導入計画に記載された設備を含む償却資産を取得する場合 先端設備等導入計画に係る認定を証する書類の写し

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業承認（非承認）通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に通知する。

3 前項の規定により承認を受けた者が、当該補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請を受理し、これを承認しようとする場合には、その申請があった日から起算して30日以内に当該申請者に遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業変更承認（非承認）通知書（様式第6号）通知する。

5 第2項の規定は、前項の審査においてこれを準用する。

6 市長は、第1項の申請者が次のいずれかに該当すると認める場合には、第2項の規定により通知した承認（当該申請者が第4項の承認を受けている場合は、同項の規定により通知した承認を含む。）を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく、第2項又は第4項の承認後1箇月以内に補助事業の開始が認められないとき。

(2) 第3条第2項に規定する要件の該当に至ったとき。

(3) この告示又は市が定める規程に違反する行為があったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、この告示の規定による承認等を受けたとき。

7 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、当該補助金の交付の決定を取り消す。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表2のとおりとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、補助事業者から補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じ補助金の一部若しくは全部の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更について補助事業者から申請があったときは、その内容を審査し、遠野市商工業再生・持続化事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書（様式第11号）により、当該申請者に通知する。

（債権譲渡の禁止）

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項の規定により交付決定した補助金の一部又は全部を市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させることができない。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第9条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の支払いの中止又は廃止

(2) 補助事業者の変更

(3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の2割を超える増減を伴う変更

（補助事業の経理等）

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

（事業の実施状況の報告、検査等）

第11条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、

当該補助事業の実施状況について随時報告を求め、又はその職員に当該補助事業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(事業実績の報告)

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定による通知を受けた補助事業が完了したときは、地方税法第383条の規定に基づく固定資産の申告の翌月の末日までに、遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業実績書(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類
- (2) 当該補助事業で取得した償却資産について記載された償却資産申告書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか当該補助事業の実績を証する書類で市長が特に必要と認める書類(前金払)

第13条 市長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付を決定した補助事業者に対し、当該補助金を前金払することができる。

2 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、遠野市商工業再生・持続化事業費補助金前金払請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業で取得した財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産を取得した日から起算して10年を経過した場合はこの限りではない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和2年7月30日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第3条の規定 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)の施行の日

(2) 第4条の規定 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第5項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた日が属する月の翌月

(申請期限)

2 第5条第1項に規定する申請は、令和2年12月1日までに限り行うことができる。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条から第9条まで及び第11条から第13条までの規定は、令和3年3月31日限りその効力を失う。

別表第1（第4条関係）

補助事業の区分	補助金の対象経費	補助額
E型 (環境負荷低減型)	市環境基本計画の基本目標5の推進に寄与する環境負荷低減につながる設備投資に要する費用	定額（ただし、1,000千円（環境対応車の取得にあつては1台につき100千円）を上限に、補助対象経費の10分の2に相当する額以内の額（1千円未満の端数切捨て）とする。）
S型 (域内循環型)	地域の雇用確保又は域内取引拡大等の域内循環に資する設備投資に要する費用	定額（ただし、5,000千円（補助事業者が認定先端設備等導入事業者の場合にあつては5,000千円に補助事業者が雇用する常用雇用者数に100千円を乗じて得た額を加算して得た額）を上限に、補助対象経費の10分の2（補助事業者が認定先端設備等導入事業者の場合にあつては2分の1）に相当する額以内の額（1千円未満の端数切捨て）とする。）
G型 (事業承継等型)	事業承継による新分野開拓又は事業統合に伴う設備投資に要する費用	定額（ただし、1,000千円（補助事業者が認定先端設備等導入事業者の場合にあつては2,000千円）を上限に、補助対象経費の10分の2（補助事業者が認定先端設備等導入事業者の場合にあつては2分の1）に相当する額以内の額（1千円未満の端数切捨て）とする。）

別表第2（第6条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付申請書 1 当該補助対象経費の支払いに係る納品書、請求書の写しその他の償却資産の取得額を証する書類 2 当該補助事業で取得した償却資産の写真 3 その他事業実績を証する書類で市長が必要と認める書類	第7号	事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和3年2月1日のいずれか早い日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する書類	遠野市商工業再生・持続化事業費補助金補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 当該変更（中止又は廃止）の原因となった事実を証する書類 2 その他市長が必要と認める書類	第8号	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内の日
規則第8条第1項に規定する書類	遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付申請取下げ届出書	第9号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内の日
規則第13条第1項に規定する書類	遠野市商工業再生・持続化事業費補助金請求書	第10号	令和3年3月1日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

印

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業承認申請書

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業の承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 基本情報

法人番号（個人事業者は省略）	<input type="text"/>
商号（団体名・屋号）	<input type="text"/>
本社（本店）所在地（個人事業者は事業所の所在地を記載）	〒 <input type="text"/>
..... 電話() -	
(フリガナ) 代表者役職名及び氏名	<input type="text"/>

書類送付先（上記の本社（本店）所在地と同じ場合は事業所名及び所在地の欄は省略可）

事業所名（個人事業者は省略）	<input type="text"/>
所在地（個人事業者は住所又は居所を記載）	〒 <input type="text"/>
..... 電話() -	
(フリガナ) 担当者氏名（個人事業者は省略）	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>

事業者の概要

業種（日本産業分類）	<input type="text"/>
設立年月日（個人事業者は創業日）	年 月 日
資本金（個人事業者は省略）	円
常用雇用者数（令和2年4月現在）	人（うち遠野市内の事業所 人）

2 事業期間

令和 年 月 から 令和 年 月 まで

3 設備投資の内容

設備 番号	設備名及び型式	取得年月	単価	数量	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
3		令和 年 月	円		円
4		令和 年 月	円		円
5		令和 年 月	円		円
合計					円

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※設備名及び型式は、償却資産の申告書の記載例と同様に記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

4 補助事業区分及び補助率等の特例の適用の有無

補助事業区分	特例適用なし	特例適用あり
E型 (環境負荷低減型)	補助率 2/10 (上限 100万円)	(上限加算 万円) ※環境対応車 台×10万円
S型 (域内循環型)	補助率 2/10 (上限 500万円)	補助率 1/2 (上限 500万円) (上限加算 万円) ※常用雇用者数 人×10万円
G型 (事業承継型)	補助率 2/10 (上限 100万円)	補助率 2/10 (上限 100万円) (上限加算 万円) ※新規事業数 事業×100万円

※あてはまる箇所に○印を記入してください。

※特例適用がある場合で、それぞれの事業区分に応じ、環境対応車の台数、常用雇用者数又は新規事業数の値と、上限加算額を記入してください。

5 補助事業に対する補助金申請見込額の計算（E型）

E型 (環境負荷低減)	①取得額の計算		
	設備 番号	取得額	取得額の合計
		円	円… a
		円	
		円	
		円	
		円	
	②E型における補助金申請見込額の計算		
	補助率 2/10… b	上限額 1,000,000円… c	
	a × b (1,000円未満の端数切捨て)		円… d
	c と d のいずれか小さい額		円… e
※環境対応車の取得	①取得額の計算		
	設備 番号	環境対応車の メーカー名及び車種	環境対応車の取得台数
			台… f
	②環境対応車における補助金申請見込額の計算		
	補助額 1台につき 100,000円… g		
	f × g		円… h
合計 (e + h)	円… E		

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

5 補助事業に対する補助金申請見込額の計算（S型）

S型 (域内循環)	①取得額の計算		
	設備 番号	取得額	取得額の合計
		円	円… i
		円	
		円	
		円	
		円	
	②S型における補助金申請見込額の計算		
	補助率 2/10… j	上限額 5,000,000円… k	
	i × j (1,000円未満の端数切捨て)		円… l
	k と l のいずれか小さい額		円… m
※補助事業者が先端 設備等導入計画の 認定を受けている 場合	③補助金の上限額の計算		
	常用雇用者数		人… n
	n × 100,000円		円… o
	上限額 o + 5,000,000円		円… p
	④S型における補助金申請見込額の計算		
	補助率 1/2… q		
	i × q (1,000円未満の端数切捨て)		円… r
	p と r のいずれか小さい額		円… s
合計 (mまたはs)	円… S		

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

5 補助事業に対する補助金申請見込額の計算（G型）

G型 (事業承継等型)	①取得額の計算		
	設備 番号	取得額	取得額の合計
		円	円… t
		円	
		円	
	円		
	円		
※先端設備等導入計 画の認定を受けて いる場合	②G型における補助率及び上限額 補助率 2/10 上限額 1,000,000円		
	③補助事業者が先端設備等導入計画の認定を受けている場合の補助率 及び上限額 補助率 1/2 上限額 2,000,000円		
	④G型における補助金申請見込額の計算 ②または③のいずれか当てはまる補助率 / … u ②または③のいずれか当てはまる上限額 円… v t × u (1,000円未満の端数切捨て) 円… w wとvのいずれか小さい額 円… G		
合計 (G)	円…G		

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

6 補助金申請見込額

円

※補助事業に対する補助金申請見込額の計算（E + S + G）の合計額を記入してください。

7 添付書類

- (1) 市税納税状況等確認承諾書（様式第2号）
- (2) 認定支援機関の支援を受けていることを証する次のいずれかの書類
 - ア 遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付申請に関する確認書（様式第3号）
 - イ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書
- (3) 取得しようとする設備の見積書その他の当該設備の取得に要する費用が確認できる書類
- (4) 取得しようとする設備の仕様書、カタログその他の当該設備の概要が確認できる書類
- (5) 定款（個人にあっては不要）
- (6) 登記事項証明書又は登記簿等抄本（個人にあっては不要）
- (7) 決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し（個人にあっては確定申告書の写し）
- (8) 補助事業区分に応じ、当該補助事業区分の適用を証する書類
 - E型（環境負荷低減） ・当該取得する環境対応車の自動車検査証の写し
 - S型（域内循環） ・先端設備等導入計画に係る認定を証する書類の写し
・常用雇用者数を証する書類
 - G型（事業承継等） ・先端設備等導入計画に係る認定を証する書類の写し

様式第2号（第5条関係）

市税納税状況等確認承諾書

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金の審査のため、納税等に関する情報が確認されることについて承諾します。

年 月 日

遠野市長 様

申請事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者の職名及び氏名）

印

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

申請者

所在地（住所）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名） 様

遠野市長



遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業承認（非承認）通知書

年 月 日付けで申請があった標記事業について、遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり事業を承認したので（次の理由により事業を承認しないこととしたので）通知します。

1 事業承認の内容（事業を承認しない理由）

- (1) 承認番号
- (2) 事業区分
- (3) 補助事業費
- (4) 補助金承認額

2 補助金交付申請手続について

1の承認事業に関し、補助対象となる設備投資が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年2月1日のいずれか早いまでに、遠野市補助金交付規則第4条及び遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次の書類を作成し提出してください。

提出書類

- 遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付申請書（様式第7号）
- 当該補助対象経費の支払いに係る納品書、請求書の写しその他の償却資産の取得額を証する書類
- 当該補助事業で取得した償却資産の写真
- その他事業実績を証する書類で市長が必要と認める書類

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

印

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認通知があった遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業について、遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により、次のとおり変更（中止、廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 理由

2 内容

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

申請者

所在地（住所）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名） 様

遠野市長



遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業変更承認（非承認）通知書

年 月 日付で変更承認申請があった標記事業について、遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付要綱第5条第4項の規定により、次のとおり事業の変更を承認したので（次の理由により事業の変更を承認しないこととしたので）通知します。

1 事業変更の内容（承認しない理由）

- (1) 承認番号
- (2) 事業区分
- (3) 補助事業費
- (4) 補助金承認額

遠野市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付申請書

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第4条及び遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 承認番号

2 補助金交付申請額 円

3 事業期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで

4 設備投資の内容

	設備名及び型式	取得年月	単価	数量	金額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
3		令和 年 月	円		円
4		令和 年 月	円		円
5		令和 年 月	円		円
(合計)					円

5 添付書類

- (1) 当該補助対象経費の支払いに係る納品書、請求書の写しその他の償却資産の取得額を証する書類
- (2) 当該補助事業で取得した償却資産の写真
- (3) その他事業実績を証する書類で市長が必要と認める書類

6 補助事業に対する補助金申請額の計算（E型）

E型 (環境負荷低減)	①取得額の計算		
	設備 番号	取得額	取得額の合計
		円	円… a
		円	
		円	
		円	
		円	
	②E型における補助金申請額の計算		
	補助率 2/10… b	上限額 1,000,000円… c	
	a × b (1,000円未満の端数切捨て)		円… d
	c と d のいずれか小さい額		円… e
※環境対応車の取得	①取得額の計算		
	設備 番号	環境対応車の メーカー名及び車種	環境対応車の取得台数
			台… f
	②環境対応車における補助金申請額の計算		
	補助額 1台につき 100,000円… g		
	f × g		円… h
合計 (e + h)	円… E		

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

6 補助事業に対する補助金申請額の計算（S型）

S型 (域内循環型)	①取得額の計算		
	設備 番号	取得額	取得額の合計
		円	円… i
		円	
		円	
		円	
		円	
	②S型における補助金申請額の計算		
	補助率 2/10… j	上限額 5,000,000円… k	
	i × j (1,000円未満の端数切捨て)		円… l
	k と l のいずれか小さい額		円… m
※補助事業者が先端 設備等導入計画の 認定を受けている 場合	③補助金の上限額の計算		
	常用雇用者数		人… n
	n × 100,000円		円… o
	上限額 o + 5,000,000円		円… p
	④S型における補助金申請額の計算		
	補助率 1/2… q		
	i × q (1,000円未満の端数切捨て)		円… r
	p と r のいずれか小さい額		円… s
合計 (mまたはs)	円… S		

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

6 補助事業に対する補助金申請額の計算（G型）

G型 (事業承継等型)	①取得額の計算		
	設備 番号	取得額	取得額の合計
		円	円… t
		円	
		円	
	円		
	円		
※先端設備等導入計 画の認定を受けて いる場合	②G型における補助率及び上限額 補助率 2/10 上限額 1,000,000円		
	③補助事業者が先端設備等導入計画の認定を受けている場合の補助率 及び上限額 補助率 1/2 上限額 2,000,000円		
	④G型における補助金申請額の計算 ②または③のいずれか当てはまる補助率 / … u ②または③のいずれか当てはまる上限額 円… v t × u (1,000円未満の端数切捨て) 円… w wとvのいずれか小さい額 円… G		
合計 (G)	円…G		

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※単価及び取得額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

印

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の実施について、次の理由により変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

理由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるよう変更箇所を二段書きとし、変更前を見え消しで下段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。

様式第9号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の補助金の
交付の申請は、次の理由により取り下げることとしたので届け出ます。

- 1 補助事業名
- 2 取下げ理由

年 月 日

遠野市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

㊟

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金請求書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業が完了したので、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり請求します。

1 承認番号

2 交付決定の内容

(1) 交付決定 年 月 日付け遠野市指令 第 号

(2) 補助金交付決定額 円

3 請求額 金 円

補助金交付決定額 金 円

うち前金払受領額 金 円

4 振込先

(1) 金融機関名及び支店名

(2) 預金種別

(3) 口座番号

(4) 口座名義（フリガナ）

5 添付書類

(1) 事業実績書（様式第12号）

(2) 補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類

(3) 補助金の交付決定の通知の写し

注 精算の結果、請求する補助金がない場合は、5の添付文書を提出すること。

様式第11号（第7条第2項関係）

第 号
年 月 日

申請者

所在地

名称

代表者氏名

様

遠野市長



遠野市商工業再生・持続化事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書

次のとおり遠野市商工業再生・持続化事業費補助金の交付を取り消す（変更（中止、廃止）を承認する）こととしたので、遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 理由

2 内容

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

印

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業実績書

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金事業が完了したので、遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 承認番号

2 交付決定の内容

(1) 交付決定 年 月 日付け遠野市指令 第 号

(2) 補助金の交付決定額 金 円

3 事業区分 型（ ）

4 事業期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで

5 設備投資の内容

	設備名及び型式	取得年月	単価	数量	金額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
3		令和 年 月	円		円
4		令和 年 月	円		円
5		令和 年 月	円		円
(合計)					円

6 添付書類

- (1) 当該補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類
- (2) 当該補助事業で取得した償却資産について記載された償却資産申告書の写し
- (3) その他当該補助事業の実績を証する書類で市長が特に必要と認める書類

様式第13号（第13条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金前金払い請求書

遠野市商工業再生・持続化事業費補助金について、遠野市商工業再生・持続化事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり補助金の前金払を請求します。

- 1 承認番号
- 2 交付決定の内容
 - (1) 交付決定 年 月 日付け遠野市指令 第 号
 - (2) 補助金交付決定額
- 3 請求額 金 円
補助金交付決定額 金 円
うち前金払受領額 金 円
- 4 振込先
 - (1) 金融機関名及び支店名
 - (2) 預金種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義（フリガナ）
- 5 添付書類
補助金の交付決定の通知の写し